

大阪市個人番号の利用等に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務その他個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「個人番号」とは、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に定める事務とする。

(施行の細目)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

執行機関	事務
市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であつて市規則で定めるもの

平成27年 9 月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務その他個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

(利用範囲)

第9条 省 略

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 - 5 省 略